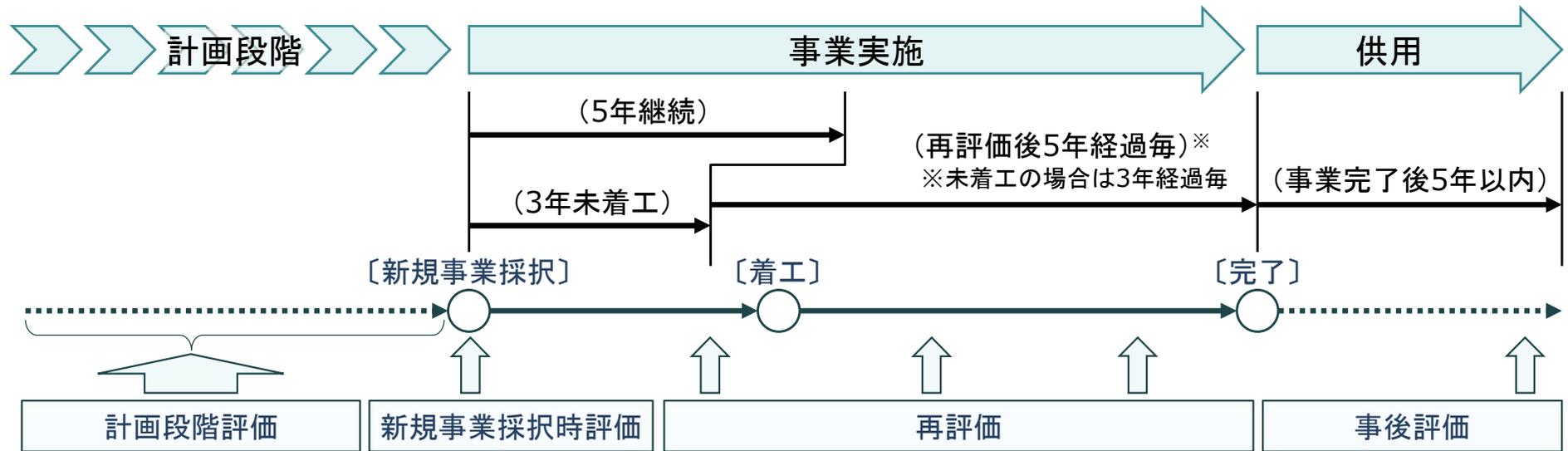


令和6年度の 事業評価概要

令和7年1月27日

事業評価の仕組み



計画段階評価	新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。直轄事業等が対象。平成24年度から導入。
新規事業採択時評価	新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。平成10年度から導入。
再評価	事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成10年度から導入。
完了後の事後評価	事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

※国土交通省「事業評価の仕組み」 (https://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_01.html)より

事業評価の経緯

路線名	再評価								供用日	事後評価
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回		
淀川左岸線	H10	H15	H20	H23	H26	H29	R2	R4		
大和川線	H21	H24	H27						R2.3.29	R6
大阪湾岸道路 西伸部	H30	R5	R6							
淀川左岸線 延伸部	R3									

※年度ベース

※今年度の対象は赤字

※事後評価は全線供用開始後、5年以内に実施

※大阪湾岸道路西伸部および淀川左岸線延伸部は事業の共同実施主体である近畿地方整備局との合同の審議

※淀川左岸線はR2以降、事業の共同実施主体である大阪市との合同の審議

事業評価対象路線



○事後評価
大阪府道高速大和川線
(事業完了後、5年以内に実施)

審議の視点

事後評価の視点

1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
2. 事業の効果の発現状況
3. 事業実施による環境の変化
4. 社会経済情勢の変化
5. 今後の完了後の事後評価の必要性
6. 改善措置の必要性
7. 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

出典：「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」（国土交通省）